

大磯町職員の定数条例の一部を改正する条例

大磯町職員の定数条例（昭和29年大磯町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（定義）

第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、農業委員会及び消防の各機関に常時勤務する職員（副町長、教育長及び臨時的に任用される職員を除く。）をいう。

第2条第2項を次のとおり改める。

2 職員のうち、他の地方公共団体等に派遣中の職員、休職中の職員及び育児休業等を取得中の職員は定数外とする。

第2条に次の1項を加える。

3 前項に掲げる職員が職務に復帰し、又は復職した場合は、その職員は1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

別表を次のとおり改める。

別表（第2条関係）

事務部局の区分		定数
町長の事務部局の職員		202
議会の事務部局の職員		4
選挙管理委員会の事務部局の職員		3
監査委員の事務部局の職員		2
教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関	事務部局の職員その他の職員	28
	教諭、助教諭	3
農業委員会の事務部局の職員		3
消防職員		55

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月2日提出

大磯町長 池田 東一郎